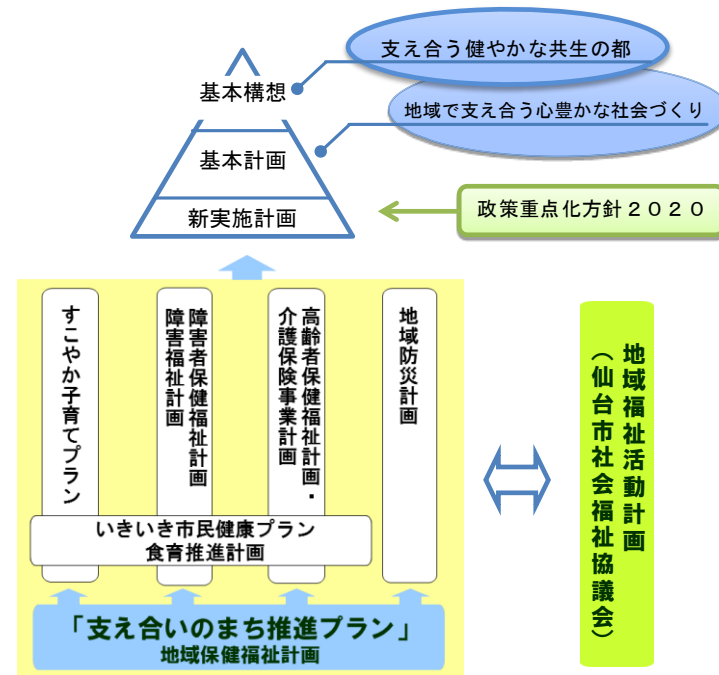


1 計画策定の趣旨及び位置づけ

本市では、平成 17 年度から社会福祉法に基づく「支え合いのまち推進プラン-仙台市地域保健福祉計画-」を策定しています。本計画は、地域における支え合いを促進し、行政をはじめ、町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、NPO、学校、企業、専門機関等が、協働により地域保健福祉を推進していくための基本目標や施策の方向性を定めるものです。

仙台市総合計画を上位計画として、仙台市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携しながら、障害・高齢・子育て・防災等の各分野別の計画が、地域においてより効果的に展開されることを支える役割を果たします。



◆ 計画期間 平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

2 地域保健福祉に関する現状と推進していく上での課題

第 2 期計画の振り返り、統計データ等からみる本市の現状、市民意向調査、地域保健福祉活動に携わっている活動者を対象に実施したワークショップから、次のような現状と課題が明らかになりました。

(1) 担い手の育成 ⇒ 基本的方向 1

- 少子高齢化の進展に伴って、自身や家族の介護など日常生活を送るうえでのさまざまな不安が顕在化
 - 地域におけるつながりの希薄化等により、見守り活動や日常生活支援を行う担い手が不足
 - 東日本大震災で確認された「市民力」と、若者を含めた共助意識や社会貢献意識の高まり
- ⇒ 価値観やライフスタイルが多様化する現代社会において、誰もが地域活動に参画しやすい環境づくりが必要です。

(2) リーダー・コーディネーターの育成 ⇒ 基本的方向 2

- 市内各地域で行われている住民主体の保健福祉活動には地域差がある
 - 活動が活発な地域では、“地域の中のまとめ役”の存在が鍵になっているが、中心的に活動を進める人材の固定化や高齢化、役割の重複等による負担の緩和が課題
 - 仙台市社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカーが復興公営住宅建設地域を中心に、住民主体の地域づくりを効果的に推進してきた
- ⇒ 新たな人材を地域で育成する取り組みを支援するとともに、コミュニティソーシャルワーカーの育成を強化し、住民主体の地域づくりを支援する活動のさらなる展開が求められています。

(3) 地域住民主体の話し合いの場づくりやネットワークづくりの支援 ⇒ 基本的方向 3

- 隣近所の顔が見えないとの声も多く、地域交流の不足が、担い手不足や連携不足にも影響している
 - 地域資源や保健福祉に関する情報共有不足により、公的支援等が十分に活用されていないケースや地域での課題解決機能が弱まっている状況がある
 - 東日本大震災の経験を踏まえ、地域特性に応じた災害等緊急時の支え合い体制を構築することが不可欠
- ⇒ 「地域力」を高めるため、日頃から顔の見える関係をつくり、地域課題等について情報共有しながら、地域の中でさまざまな話し合いを進める場づくりが必要です。

(4) 地域と相談支援機関・関係機関同士の連携強化 ⇒ 基本的方向 4

- 高齢・障害・子育てといった各福祉分野別の対応だけでは解決困難な事例が増加
 - 生活困窮者など、複合的な課題を抱える世帯の社会的孤立防止や継続的な支援体制の整備も課題
- ⇒ 地域における相談支援機能の充実や地域住民による保健福祉活動と専門機関等のさらなる連携が必要です。

(5) 保健福祉サービスの基盤強化 ⇒ 基本的方向 5

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者、障害者の増加など、地域で支援を要する人が増加
- ⇒ 一層の多様化・複雑化が予想される福祉ニーズに対応するため、保健福祉サービスのさらなる充実が必要です。

3 計画の基本的な考え方

世代や性別、国籍や文化の違い、障害の有無などを超えて互いの多様性を認め合い、すべての市民がそれぞれの地域で、その人らしく自立し、心豊かに充実した生活を送るためには、誰もが地域とつながりを持って、ともに支え合い、助け合うまちづくりの実現が求められています。

こうしたまちづくりを実現するためには、「地域」を重層的・段階的に捉え、各圏域単位で構成されるさまざまな主体がそれぞれの役割を担って活動を進めていくことが重要です。

「自助」「共助」「公助」の取り組みが、相互に連携・協働しながら、地域が一体となったネットワークを構築することで、そのつながりをより強固なものとしていくことを目指します。

4 計画の基本理念と基本目標

地域保健福祉の推進における基本理念については、第 1 期及び第 2 期計画を継承し、次のとおり掲げます。また、この基本理念の実現を目指して、今後 5 年間の取り組みの基本目標を次のとおりとします。

基本理念

誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、自分らしい充実した生活を送ることができるまち

基本目標 1

主体的・持続的に市民力を発揮する地域づくり

支え合い・助け合いのまちづくりの主役となる人材を、各地域で持続的に発掘・育成し、地域住民一人ひとりが自らの能力を発揮しながら、相互に自己実現することができる地域づくりを目指します。

基本目標 2

協働で支え合う仕組みづくり

地域におけるさまざまな主体と行政とが連携・協働し、重層的なネットワークを構築しながら、地域課題をともに考え、解決に向けて行動していく支え合い・助け合いの体制づくりを目指します。

基本目標 3

利用者主体の総合的な保健福祉サービスの基盤づくり

地域団体・事業者等との連携を強化しながら、保健福祉サービスを持続的・安定的に供給できる基盤づくりを目指します。

5 施策の展開

基本目標の実現を図るため、2 で整理した「地域保健福祉に関する現状と推進していく上での課題」を踏まえ、次の 5 つの項目を、取り組みの基本的方向として掲げ、具体的な取り組みを次のように「施策の方向」にまとめました。

● 基本的方向 1 | 多様な地域活動への参画と協働環境の充実による市民力のさらなる推進

地域住民一人ひとりが地域を知り、より積極的に関心を持って活動に参画するための情報発信や、多主体・多世代が参加・交流しやすい活動機会の充実を図るとともに、それぞれの地域の多彩な担い手が個々の力を発揮し、持続的に活動できる環境づくりに取り組みます。

<施策の方向>

- ① 地域保健福祉に関する学びの機会の充実
- ② 身近な地域で活動しやすい環境づくり
- ③ 地域保健福祉活動への参画の動機づけとなる情報の提供
- ④ **重点施策** 仙台の強みを活かした新たな担い手の育成

● 基本的方向 2 | 地域をつなぎ地域の魅力や活力を高めるリーダー・コーディネーターの育成

地域におけるさまざまな主体をつなぎ、連携や協働による支え合いの取り組みを促進するリーダーやコーディネーターの育成を図るとともに、地域間の活動やネットワーク機能の温度差を解消しながら市全体の「福祉力」の底上げを図ります。

＜施策の方向＞

- ① **重点施策** 地域団体による福祉活動の充実・強化
- ② **重点施策** コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援活動と人材育成の促進
- ③ 相談支援機関によるコーディネート機能の強化・人材の育成

● 基本的方向 3 | 身近な地域でともに支え合うネットワークづくりの推進

日頃からさまざまな住民が出会い、顔の見える関係を構築していく環境づくりを進めながら、地域課題を発見・共有し、その課題解決に向け、住民が主体的に話し合う場づくりに取り組みます。

＜施策の方向＞

- ① 地域住民主体の話し合う場づくり
- ② 地域資源の有効活用
- ③ **重点施策** 災害に強い地域づくり

● 基本的方向 4 | 地域と社会資源との多角的・重層的な交流連携の推進

地域にある課題や公的な福祉サービスに関する情報を住民・関係機関・行政とで共有できる仕組みづくりを進め、分野別の専門相談支援機関の相互連携を強化するとともに、地域住民が行政や関係機関に円滑につながるができるネットワークづくりに取り組みます。

＜施策の方向＞

- ① 地域における相談支援機能の充実
- ② **重点施策** 地域を構成するさまざまな主体間の重層的ネットワークの構築
- ③ 生活困窮者等の自立支援の推進

● 基本的方向 5 | 確かな地域保健福祉基盤のもと誰もが自立・共生できる環境づくりの促進

多様化・複雑化する地域課題に対応し、住民一人ひとりに適切なサービスを持続的・安定的に提供できる取り組みを進め、誰もが安心して日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。

＜施策の方向＞

- ① 身近な地域における交流活動事業や団体・グループ活動への支援
- ② バリアフリーのまちづくり
- ③ 権利擁護の推進
- ④ 保健福祉サービスの充実

6 計画を推進するための取り組み

本計画の策定機関である「仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、計画の進捗管理、評価を実施し、評価結果について、ホームページに掲載するなど、幅広く市民の皆さまに公表します。また、分科会からの意見をもとに、施策の見直し、新規施策の展開に関する検討を行います。

計画の推進にあたっては、市の関係部局や区役所、仙台市社会福祉協議会との連携を強化するとともに、市民との協働による地域保健福祉の推進を図ります。

第3期仙台市地域保健福祉計画 中間案【概要版】

この中間案に対する皆様のご意見をお寄せください。

仙台市では、「第3期仙台市地域保健福祉計画」の策定に向けて、現在その検討を進めています。この「中間案」について市民の皆さまから広くご意見をいただき、今後、さらなる検討を重ね、平成28年3月に策定・公表する予定です。

◆中間案の閲覧・配布場所

中間案は、仙台市ホームページ (<http://www.city.sendai.jp/>) でご覧いただけるほか、市役所本庁舎1階市民のへや・市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、区役所総合案内、総合支所、市民センターなどで配布します。

◆募集期間

平成27年12月1日（火）から平成27年12月28日（月）まで 《必着》

◆提出方法

所定の様式に必要事項を記入し、郵便、FAX、電子メールで、仙台市健康福祉局社会課あてにお送りください。（電子メールの場合、様式は自由ですが、所定の様式の記載事項を漏れなくご記入のうえお送りください）

郵送 〒980-8671（郵便番号とあて名だけで届きます）

FAX 022-214-8194

電子メール fuk005320@city.sendai.jp

※ なお、電話による意見は受付ておりませんのでご了承ください。

◆その他

お寄せいただいたご意見への対応等については、後日ホームページで公表する予定です。なお、お寄せいただきましたご意見に対し、個別の回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。また、公表に当たりましては、氏名及び団体名は非公開といたします。

◆お問い合わせ先

仙台市健康福祉局社会課 電話 022-214-8158

平成27年11月
仙台市